広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十九日

広島県知事　湯﨑英彦

広島県規則第六十一号

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第八の一〇の項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に設置されている広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）第二条第八号に規定する汚水等関係特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する同条第十二号ロに規定する汚水等関係特定事業場の排出水のトリクロロエチレンについての排水基準は、この規則の施行の日から六月間は、この規則による改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この規則の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。